

佐賀県 SAGA アリーナ MICE 開催支援補助金 FAQ

	詳細
・(1) MICE 開催支援	・経費区分は問わないが、補助対象事業に必要な諸経費（食糧費を除く）であること。
・(2) 地元事務局体制支援	<p>・補助対象事業（学術集会、大会・会議等）の実施にあたり必要な業務を行う人員の雇用が対象となる。従って、補助対象事業以外の業務を主として行う職員等が、補助対象事業の業務を兼務する場合等は補助対象とならない。</p> <p>【対象となる例】</p> <p>（1）補助対象事業の業務に従事させるために、新たに職員等を雇用する場合</p> <p>（2）すでに雇用している職員等を配置換えし、専ら補助対象事業の業務に従事させる場合</p> <p>【対象とならない例】</p> <p>（1）職員等が、補助対象事業以外の事業や業務等を本務とし、応援や兼務として補助対象事業の業務を行う場合</p> <p>・各団体の県内事務局等での雇用のほか、県内大学や県内企業など、雇用者の所在地が佐賀県である場合の雇用が補助対象となる。各団体の佐賀県内の事務局等での勤務実態を証明すること。</p> <p>・雇用方法が直接雇用でなく県内企業との派遣契約等による場合は、その経費が補助対象となる。</p> <p>・補助対象となる被雇用者の人数は最大3名とする。</p> <p>・補助の対象となる期間は、補助対象事業実施日の前年度から実施後2カ月間の最大2年間とし、年度を跨ぎ雇用する場合は二か年度に渡って申請を行うことができるものとする。</p>
・(3) バス運行支援	<p>・エクスカーションを旅行会社等に一括で委託する場合は、バス運行に係る経費（バス賃借料や運転手の人件費、燃料費等のバス運行に直接的に関わる経費）のみを対象とし、宿泊費、食料費、土産代等は補助対象としない。</p> <p>・県外の空港や県外の駅等へのバス運行は、県内のエクスカーション目的地を経由する場合に限る。</p> <p>・県内バス事業者の利用に努めること。</p> <p>・タクシーについては、補助対象イベントの公式プログラム上にあるエクスカーションや懇親会等への移動のみ補助対象とし、エクスカーションや懇親会等が行われる会場と県内のホテル間の送迎も補助対象とする。それ以外の事務局職員の移動や参加者個人的な移動は不可とする。</p> <p>・補助対象事業のためにバス運行を実施したことが証明できる場合は、主催者が学会等の運営を委託する受託事業者からバス事業者へ委託する場合も補助対象となる。</p>
・(4) プレミアムフロア活用支援	<p>・プレミアムラウンジ・スイートルラウンジで行われる懇親会等で提供される飲食は、ホテル等が提供するケータリングで、一人当たり単価が概ね5,000円を超えるもので、かつ佐賀県産品の提供や会場内での調理を伴う高級感のあるサービスを提供するよう努めること。</p>

<p>・式典区分</p>	<p>・企業・団体・学校等が行う単日開催の式典等とし、創立記念式典、周年記念式典、表彰式、入学式、卒業式など、式典の目的が客観的に明らかなものであること。</p> <p>・コンサートなどの音楽イベントや音楽発表会、運動会や文化祭などの文化イベント、スポーツの試合、特定の個人が行う式典（冠婚葬祭やパーティー）等を主たる目的とするものは補助対象とならない。</p>
--------------	---